

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目11番44号

エムスリー株式会社

代表取締役 谷 村 格

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月21日（金曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月24日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー6階
ステーションコンファレンス東京 602
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第13期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件
 - 第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
4. 招集にあたっての決定事項

当社では、定款第15条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合の代理人は、当社の株主に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本株主総会招集ご通知提供書面のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第13条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://corporate.m3.com/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営基盤を強化し新たな事業展開に備えるために、利益を内部留保し再投資することを基本方針としつつ、資金需要動向とキャッシュ・フローの状況とを総合的に勘案し、株主配当の水準を決定しております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、利益還元としての株主配当を実施できる状況にあると判断しましたので、普通配当を1株当たり1,000円とし、また、当期は当社グループが世界各地で展開するサービスに登録する医師会員数の合計が100万人を突破したことを記念して1株当たり200円の記念配当を加え、下記のとおり1株当たり1,200円とさせていただくことについて、ご承認をお願いするものであります。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき1,200円（うち、普通配当1,000円、記念配当200円） 総額1,906,711,200円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月25日

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 遠山亮子氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (平成25年3月31日現在)
遠山亮子 (昭和40年1月4日生)	平成10年4月 北陸先端科学技術大学院大学助手 平成13年4月 北陸先端科学技術大学院大学助教授 平成20年4月 北陸先端科学技術大学院大学客員教授(現任) 平成20年4月 中央大学大学院戦略経営研究科教授(現任) 平成21年6月 当社監査役就任(現任) (現在に至る)	—

- (注) 1. 遠山亮子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 遠山亮子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 遠山亮子氏につきましては、同氏の経営学に関する学識を当社の監査に活かしていただきたいため、社外監査役候補者としたものであります。
4. 遠山亮子氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年になります。
5. 遠山亮子氏は、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結しております。
- 当該契約内容の概要は次のとおりであり、遠山亮子氏の再選が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
- ①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社の中長期的な業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役および使用人に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役に割り当てる新株予約権については、会社法第361条第1項に規定される取締役に對する報酬等に該当するため、同項第2号に規定される報酬等の額の具体的な算定方法および同項第3号に規定される非金銭報酬の具体的な内容についても、併せてご承認をお願いするものであります。なお、当社の取締役に割り当てる新株予約権については、平成22年6月21日開催の第10回定時株主総会の決議による取締役報酬の限度額である年額500百万円とは別枠としてご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の中長期的な業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社および当社子会社の取締役および使用人に対して、時価型ストックオプション（権利行使時の払込金額を時価を基準として決定するもの）および株式報酬型ストックオプション（権利行使時の払込金額を1株当たり1円とするもの）として新株予約権を無償で発行するものであります。なお、時価型ストックオプションについては、業績向上へのインセンティブを高めるものとして、当社および当社子会社の取締役および使用人に対して付与するものとし、株式報酬型ストックオプションは、より業績に連動した報酬として、当社および当社子会社の取締役および使用人に対して付与するものであります。

2. 当社の取締役の新株予約権に関する報酬等の額および具体的内容の算定の基準および相当性

当社の取締役に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額および具体的内容はいずれも、会社業績、および当社における業務執行の状況、貢献度等を基準としております。また、新株予約権は当社の中長期的な業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることおよび株主を重視した経営を一層推進することを目的としているので、当該額および具体的内容は相当なものであると考えています。

3. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

以下に定める事項は、別段の記載がない限り、時価型ストックオプションとしての新株予約権および株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に共通するものとします。

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

① 時価型ストックオプション

下記(3)に定める時価型ストックオプションにかかる内容の新株予約権6,000個（うち、当社の取締役にについては3,000個）を上限とする。

② 株式報酬型ストックオプション

下記(3)に定める株式報酬型ストックオプションにかかる内容の新株予約権3,000個（うち、当社の取締役にについては1,800個）を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

i) 時価型ストックオプション

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

ii) 株式報酬型ストックオプション

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

i) 時価型ストックオプション

平成27年7月1日から平成35年5月31日までの期間

- ii) 株式報酬型ストックオプション
平成27年7月1日から平成55年5月31日までの期間
- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の取得条項
 - (i) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(ii) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(iii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(iv) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(v) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ⑦ 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - i 交付する再編対象会社の新株予約権
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - viii 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑨ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社の取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における時価型ストックオプションまたは株式報酬型ストックオプションとしての各新株予約権の公正価額に、割当日において在任する取締役に割り当てる時価型ストックオプションまたは株式報酬型ストックオプションとしての各新株予約権の総数（時価型ストックオプションとしての新株予約権につき3,000個以内、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権につき1,800個以内）をそれぞれ乗じた額とします。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定します。なお、新株予約権発行の対象となる当社取締役の員数は、8名であります。

以 上

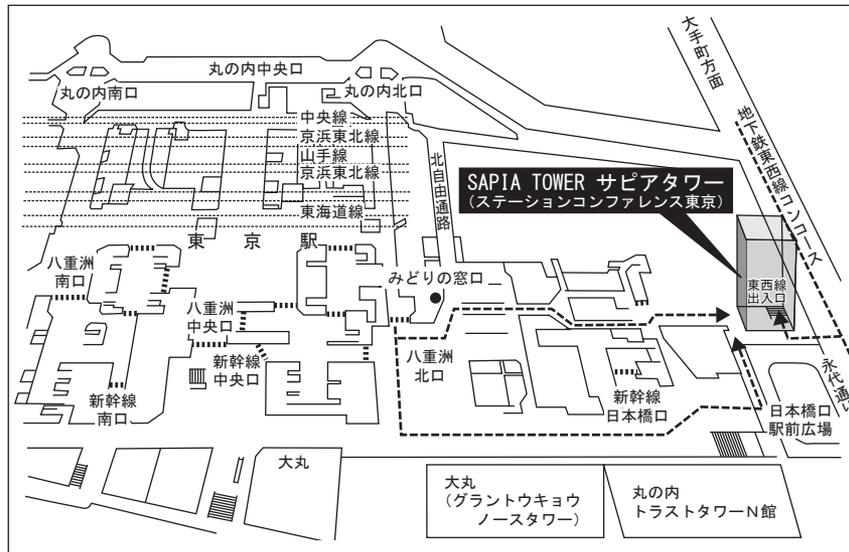
定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

サピアタワー 6階

ステーションコンファレンス東京 602

電話 03-6888-8080



最寄駅 JR東京駅 新幹線専用改札口（日本橋）より徒歩1分、八重洲北口改札口より徒歩2分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。